

新潟高教組

# 新型肺炎感染症関連速報 -保健所からの検査要請への対応-

2022年1月13日 全組合員配布・分会掲示

## 県教委へ以下を確認

- ・保健所等からのPCR検査等の実施要請については「管理職が従事するもの」
- ・付随する生徒の家庭連絡などの業務について「教職員に時間外、週休日勤務を命ずることはない」

新型肺炎感染症がこれまでにない速さで拡大しています。12日には国内感染が昨年9月9日以来4ヶ月ぶりに1万人を超え、県内においても100人を超える感染者が確認されており、医療現場や保健所等だけでなく、学校や他職種においても業務体制の崩壊を来す恐れがあるとされています。

新高教本部はこの間新型肺炎感染症患者発生時の対応について要求書等を通して県教委と交渉・折衝を行い、時間外・週休日の対応は管理職であることや検査業務については教職員の業務ではないことを確認しています。

しかし、感染者が確認された学校において、保健所から「濃厚接触者に対するPCR検査にあたって、手が足りないので学校で検査をしてもらいたい」「検査キットを取りに来てもらいたい」と要請を受けたとの連絡が新高教本部へ寄せられました。

新高教は直ちに、県教委へ対応を確認するとともに、要求書を提出し、あらためて「検査業務は教職員が行うべきではない」「検査にかかわる保健所からの要請は管理職が対応する」「付随する業務についても『教職員に時間外・週休日勤務を命ずることはない』」ことを確認しました。

### ○新高教見解

- ・検査業務は教職員が行うべきではないことを確認済み(文科省・県教委)
- ・県教委は教職員の働き方・健康管理等の観点から勤務時間外・内にかかわらず、新型肺炎感染症患者が発生した学校において、どのような業務が発生しているのか、事実関係を把握する必要がある
- ・その上で、適切に対応されているか確認するとともに、関連業務を教職員が行うことに対する必要性の検討や本来業務に差し支えないような業務削減等の調整を行うべき

各分会は上記内容を分会員で共有するとともに、感染者発生時に保健所から要請があった際の対応について、また、感染症対応(濃厚接触者の特定、家庭連絡など)について、時間外や週休日勤務等、管理職から不当な命令(お願い含む)がなされないようとりくみをお願いいたします。

**疑問な点、不審な動きはすぐに本部まで(025-265-4151)**